

第789回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年7月5日（水曜日）午後3時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（16名）

1 番 今津 久雄	2 番 岩本 誠司	3 番 浦田 久永
4 番 小川 節美	5 番 小島 久司	6 番 川島 照久
8 番 田村 磨利	9 番 所谷 頼尚	10 番 西山 讓
11 番 羽賀 久喜	12 番 濱田 頼之	13 番 細川 壯
14 番 細川 秀信	15 番 松本 功	16 番 保田 稔
17 番 山口 一晴		

4. 欠席者（1名）

7 番 黒岩 重光

5. 事務局等出席者

事務局長 山岡 敏樹 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
宿毛市産業振興課農林振興係長 舛谷 心悟

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積について
議案第4号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

- 議長 これより第789回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、14番細川秀信委員、15番松本功委員にお願いします。
なお、7番黒岩重光委員及より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第1号農地法第3条許可申請審査について説明いたします。
番号5番です。場所は2ページに位置図をつけております。大字錦、錦地区の集会所から奥へ約300m進み錦川に面した農地になります。
売買で取得後は、季節野菜を作るとの計画が出されております。
また、譲受人が市外在住者につき、耕作証明書を添付いただくとともに黒潮町農業委員会への確認を行っております。
本申請は双方から委任を受けた四万十市・坂本行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続きまして、番号6番です。場所は3ページに位置図をつけております。大字宿毛、国道56号線宿毛バイパスローソン宿毛バイパス店前交差点幸町よりに面した農地の内の1筆になります。
売買で取得後は、季節野菜を作るとの計画が出されております。
また、譲受人が市外在住者につき、耕作証明書を添付いただくとともに大月町農業委員会への確認を行っております。職業に清掃業とありますが、大月町から委託を受けた清掃作業員でごみの収集・運搬業務に従事しているとの事です。
本申請は双方から委任を受けた山行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
今回の3条許可申請は以上になります。
- 議長 続きまして、受付番号5番について錦地区担当の保田委員さんお願いします。

○保田委員 【議案書をもとに5番朗読】

双方に、●●●●さんと●●さんに電話で確認をしました。間違いないという事です。●●●●さんとは会う事ができなくて、●●に住むお母さんといろいろ話をする事ができました。草が生い茂っている状態ですが、●●さんは多忙であることから奥さんが場合によったら重機でも雇って畑にすると話していました。現地確認をしたのですが、現地確認は区長と行い、区長に立ち会ってもらいました。また、小字名の呼び方については、当家も区長も分からないとの事で事務局に確認を取りました。以上です。

○議 長 続きます、受付番号6番について長田町地区担当の田村委員さんお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに6番朗読】

●●さんは、ちょうど家の隣になるのでご本人に会ってお話し、●●さんの方は電話で直接ご本人と話をしました。もう既に数年前から畑、季節の野菜をずっと植えておりいつも見ていたのですが、果樹、いちじくやみかんなどを植えており耕作されて、●●さんも高齢で子どもさんも農業は継がない状態なので問題ないかと思えます。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 2件とも市外からの申請ですけど、市外での耕作状況とか、それは書類か何かついてきちょうが。

○事務局員 先程もご説明いたしました、それぞれの居住地の農業委員会会長印が押印された耕作証明書を1通ずつ提出いただいております。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題な

ということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○議長 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第2号、農地法第5条許可申請審査について説明いたします。今回6件になります。

受付番号7番。申請場所は、議案書6ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、自由ヶ丘、コミュニティーセンター北側。232.85㎡。1筆。申請者は、現在借家住まいのため、妻の母が申請地の隣で生活しており、利便性の良い申請地に住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う地区同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。農地の転用面積は232.85㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費が350万円、土地造成費及び建築費2,600万円、自己資金0円、借入金が2,950万円です。

農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区域内の農地の事より、第3種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、受付番号8番。申請場所は、議案書7ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、宿毛(長田町)、エヴィの北側。1070㎡。1筆。申請地は休耕地であり、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保でき、市街地に近くメンテナンスや管理に適しているため、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。農地の転用面積として太陽光発電施設設置面積は1070㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得・造成費が400万円、太陽光パネル設置費1,250万円、自己資金1,650円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、受付番号9番。申請場所は、議案書8ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、寺尾、国道56号線の寺山口信号付近。218㎡。1筆。申請者は、水道工事業を営んでおり、資材置場として利用しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。農地の転用面積として資材置場の利用は218㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費が100万円、造成費0円、借入金0円、自己資金100万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、受付番号10番。申請場所は、議案書8ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、寺尾、国道56号線の寺山口信号付近。218㎡。1筆。申請者は現在借家住まいのため、市内から少し離れた静かな申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。農地の転用面積として一般住宅の建築面積は498㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費が300万円、建築費2,200万円、借入金2,200万円、自己資金0万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、受付番号11番。申請場所は、議案書8ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、寺尾、国道56号線の寺山口信号付近。163㎡。1筆。申請者は、水道工事業を営んでおり、資材置場として利用しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。農地の転用面積として資材置場の利用は163㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費が50万円、造成費0円、借入金0円、自己資金50万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

受付番号12番。申請場所は、議案書9ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、戸内、国道56号線のスワロー会館付近。360㎡。1筆。申請者は、現在3世代同居しており住宅が狭いため、独立して近く一般住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。農地の転用面積は360㎡となります。資金計画といたしましては、土地造成費が20万円、建築費2,480万円、借入金が2,500万円、自己資金が0円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それから、2件目に説明しました受付番号8番のエヴィの北側の部分なんですけどその他の農地という事になってしまったけど、ここが申し訳ありません住居地域になっておりまして第三種農地に該当になりますので申し訳ありません。訂正をお願いしたいと思います。事務局からは以上になります。

○議長 続きます、受付番号7番について、自由ヶ丘地区担当の山口委員さんお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに7番朗読】

先日●●さん本人と、●●さんの方は、連絡先が●●さんの奥さんのお母さんにあたる●●さんの方とお話させていただきました。●●さんの方は、何年か前までは誰かに貸して作っていただいていたようなんですが、もうそれも作らなくなって荒らしている所に、知り合いだった●●さんから話があり、今回の話に至ったそうです。ちょうど地図で見ると申請場所の真下が●●さんの自宅、ちょうど良いということで譲ってもらおうという事になったそうです。確かに荒れていまして、もともとの登記が宅地という事もあるので問題ないと思います。以上です。

○議長 続きます、受付番号8番について、長田町地区担当の田村委員さんお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに8番朗読】

この土地については、先月非農地の方でみなさんで協議していただいて申請をやり直してほしいという事が出された案件ですのでご存知だと思う

んですが、●●さん本人にもう一度お会いしまして、売りたいのでよろしくお願ひしますという事です。

会社の方は担当の●●さんと話をしまして是非やりたいので、よろしくお願ひしますという事でした。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号9番・10番及び11番について、寺尾地区担当の小川委員さんお願ひします。

○小川委員 【議案書をもとに9番・10番及び11番朗読】

●●さんにも、前回現地は見ておりますので電話で確認しました。間違ひないのでよろしくとの事でした。●●●さんにも電話したのですが、ちょっと仕事でなかなか電話が繋がらなかったのですが、奥さんがでまして間違ひないのでよろしくとの事でした。

続に、この●●●●●さんは、●●●●●さんの息子さんで、こちらも仕事の為なかなか連絡が取れませんでしたので、奥さんが出まして間違ひないのでよろしくとの事でした。

続いて、こちらも連絡取りましたので、これも間違ひないのでよろしくとの事です。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号12番について、森地区担当の岩本委員さんお願ひします。

○岩本委員 【議案書をもとに12番朗読】

先日●●さんと現地を確認して、●●さんは●●●●●のおばあちゃん、●●さんは孫娘の旦那さんになります。一緒に住んでいる家が子供が生まれて狭いので隣の所に建てるという事で間違ひないので、よろしくお願ひします。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 半分ほどは非農地が出てきていた案件だと思います。

- 事務局長 1点だけ協議をしていただきたい部分があるんですが、12番の●●●●の部分の場所の農地の関係なんですけど、平田駅からですね直線距離でいうと概ね300mの地点になってまして、駅から300m以内の場合は第3種農地にする事ができるんですけど、平田駅の周りというのは、住宅側と農地とに道路を挟んで分かれておりまして、そのあたりが今後のところ、その他の部分で今後の事もあってみなさんに。
- 議 長 その他の農地でええがじゃないか。
- 議 長 これはその他の農地でいいですかね。
- (「はい」の声あり)
- 議 長 田村委員、8番じゃけんど周辺が確かほとんどが荒れた状態やと思うけど、もしここが埋め上げて太陽光発電やったら、周辺の人からは後で農地に使う思うても使えない心配はないろうか。
- 田村委員 隣地も同意されているという事なので。そこまではもう。
- 議 長 ちょっと気になるね。
- 議 長 ほかにご意見ないですか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」6件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」6件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 このあとご審議いただきます、議案第3号宿毛市農用地利用計画について及び第4号農用地利用配分計画案の意見聴取につきまして、議案送付後に内容の変更がありましたので、変更後の議案第3号（宿毛市農用地利用計画）及び第4号（農用地利用配分計画案の意見聴取）と利用権設定の申出書を本日配布しております。

議案に入ります前に、お手元に配布しております議案内容の変更についてご報告いたします。左上をホッチキスで止めました3枚の書類をご覧ください。

議案の内容の変更について報告いたします。

まず1点目は利用権設定を行う方の住所が変更になります。受付番号34番の内容になります。

続きまして、2枚目の利用権設定申出書をご覧ください。受付番号36番について、当初6筆が設定の対象となっておりましたが、その後、申出書の番号2番・山奈町芳奈字フヂ田2785番地について、申請者を通じて農地中間管理機構対象から除外の申出がありました。

以上のことから、今回の農用地利用計画の筆数が全体で9筆から8筆へ面積は除外となる1筆221㎡を除いた面積に変更になることから、議案第3号及び第4号についてそれぞれ変更し、この後ご審議いただきますようお願いいたします。

以上で、変更となりました議案内容の説明を終わります。

改めまして議案書は10ページになります。今回6件のうち2件が再設定、残る4件になります。農地中間管理機構との利用権設定については一括してご説明いたします。

はじめに番号32番。再設定です。場所は大字黒川、平田小学校の向かい側の主要地方道土佐清水宿毛線沿いに広がる農地のうちの3筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして 11 ページ、番号 37 番。再設定です。場所は大字和田、宿毛大橋を渡り和田地区集会所向かい、松田川沿いに広がる農地のうちの 5 筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

それでは、ページ戻りまして 10 ページ。番号 33 番から 36 番までの利用権設定について、一括して説明させていただきたいと思います。

今回の利用権設定の借主は全て「公益財団法人高知県農業公社」となっております。この高知県農業公社というのは、よく耳にする「農地中間管理機構」のことです。

中間管理事業については既にご承知のこととは思いますが、事業内容としましては、農地を所有者から一旦農地中間管理機構が借り、その後で、その中間管理機構が借主を探して貸すという、大きく言うと 2 つの流れからなる事業です。

農業委員会では、まず農地の所有者から管理機構へ貸すという際に利用権設定の審議をします。その後、機構が借主を決める際、農用地利用配分計画と言いますが、その案を作成する際には、「農業委員会の意見を聴く」ということになっておりますので、その意見聴取があります。1 回の総会でどちらも行うということになっております。

まず、議案第 3 号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど 12 ページにあります議案第 4 号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは利用権設定の説明いたします。

今回申出のあった 4 件 9 筆は、全て山奈町芳奈の農地になります。貸借（たいしゃく）の期間は、いずれも平成 29 年 7 月 10 日から平成 39 年 7 月 9 日の 10 年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中

間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は、今回申出のあった全件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議長 続きます。32番について、黒川地区担当の西山委員さんお願いします。

○西山委員 【議案書をもとに32番朗読】

先日●●●●さんの奥さんに会いまして、●●さんの連絡先を確認しました。そこで連絡しますとご主人が出まして間違いないのでよろしくという事で、●●●●さんの奥さんも間違いないという事でよろしくお願いますという事です。以上です。

○議長 続きます。33番から36番について、芳奈地区担当の細川委員さんお願いします。

○細川委員 【議案書をもとに33番から36番まで朗読】

4名とも7月2日に電話で本人に連絡をいたしました。間違いないのでよろしくとの事です。

○議長 続きます。37番について、和田地区担当の松本委員さんお願いします。

○松本委員 【議案書をもとに37番朗読】

双方に電話で確認しました。間違いないのでよろしくお願いますとの事です。以上です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決に入ります。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」6件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしということですので、議案第3号6件については、市に通知することに決しました。

- 議 長 続きまして、議案第4号「宿毛市農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

産業振興課 舩谷係長より議案の説明をお願いいたします。

●担当課説明

- 舩谷係長 農用地利用配分計画について説明します。

先程承認いただきました農用地利用計画について、農業公社が借り受けた農地を、受け手に配分する計画です。12ページをご覧ください。お手元にあります「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体の中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体を選定しています。

「(別記1号)農用地利用配分計画案」の左端のNo.で、1～11については、●●●●●●●●●●が適当であるとして、配分計画を作成しています。

以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議をお願いします。

- 議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

- 議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。
議案第4号「宿毛市農用利用配分計画案の意見聴取について」担当課、
舛谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案
のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしとすることですので、「議案第4号」4件は、市に答申すること
に決しました。

○議長 長 続きまして、事務局より報告事項があります。小休にします。

(5分休憩)

○議長 長 それでは正会にいたします。
ただいま提出のありました「議案第5号」と「議案第6号」を追加し、
議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 農業委員会制度も変わって、新たに農地利用最適化推進委員という役職
もできました。これらに関連して変更していくという事ですので、よろしく
審議をお願いいたします。

ただいま提出のありました追加議案につきまして、事務局より議案の説明
をお願いいたします。

○事務局長 議案第5号「宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員並び
に農業委員会職員の永年勤続に対する感謝状贈呈基準(案)」の一部改正に
ついて、ご協議いただきたく内容につきまして事務局よりご説明いたしま
す。

お手元の資料4枚になりますけどご覧ください。

資料は、現行の感謝状贈呈基準と改正案、改正前と改正案の対照表、最
後に高知県農業委員会の永年勤続農業委員ならびに職員表彰内規の4枚に
なります。

会長の方からもありましたが、これまで現行の基準に基づき、該当者には
改選時期にあわせて感謝状を贈呈しておりますが、改正の理由としまし

では、基準の策定から 35 年が経過していることや、既にご承知のとおり農地法の改正に伴い今回の改選から農業委員に加え新たに農地利用最適化推進委員が誕生したことを踏まえ、このたび内容を見直すことといたしました。

次に、改正の内容については、高知県農業会議が策定する永年勤続農業委員ならびに職員表彰内規を参考に、表彰の対象者には農業委員のほか新たに農地利用最適化推進委員を加えることとしました。

また、勤続年数については、年数の 9 年は据え置き、これまでの連続から通算へ改正しようとするものです。これは、農業委員を 2 期務めたあと一度退いてその後再び農業委員を務めるケースや、今後、農業委員を務めていた方が農地利用最適化推進委員を務めるケースもあることから、連続ではなく通算 9 年としてカウントしようとするものです。

その他では、今回の改正にあわせて表彰者の選考手順や表彰方法、表彰期日等を具体的に表記することといたしました。

3 ページと 4 ページが新旧の対照表になっております。

以上で、改正理由、改正内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 事務局より説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 現在の制度に合うように、或いはまた不合理な状態を直していく内容かと思っておりますので、高知県農業会議の資料もついておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

これより採決をいたします。

「宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員並びに農業委員会職員の永年勤続に対する感謝状贈呈基準(案)」の一部改正について、事務局より説明がありました。ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第5号は改正することに決しました。

○議 長 引き続きまして、議案第6号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について」を議題といたします。

○議 長 事務局より議案の説明をお願いいたします。

※事務局より議案第6号の資料(表彰者候補者一覧)を委員へ配布する。

○事務局長 ただいま配布いたしました資料をご覧ください。今回の宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰候補者一覧であります。

先程承認されました改正後の「宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員並びに農業委員会職員の永年勤続に対する感謝状贈呈基準」に基づき、感謝状を贈呈するものであります。

候補者一覧の6名の方につきましては、永きにわたり農業委員を務められご尽力いただいたものです。改選後最初の総会開催時(7月20日)に表彰することを提案いたします。よろしく申し上げます。

○議 長 事務局より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第6号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について」は、事務局から報告があり、審議の結果、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第6号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について」は、原案のとおり承認されました。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 事務局から報告事項があります。

○事務局長 報告事項について、まず新しい委員について農業委員会、任期が7月20日からになりますので、7月20日10時からですね任命式であったりだとか、組織総会の方をやっていきたいと考えておりますので、また文書で通知していきますけど予定を開けておいていただきたいと思います。

また推進委員を予定している方については、20日の組織総会で審議して決定になるんですけど、10時20分くらいにですねちょっと別室を構えておりますので、またあのその審議した結果を伝達していきたいと思っておりますので来ていただきたいと思っておりますのでご協力をお願いしたいと思います。また通知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第6号議案ですね、表彰になる6名の方についても10時にですねお集まりいただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それとお手元にある、新しい農業委員会ですね農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担表を簡単なものにはなっていますが、農業委員の11名については総会での議決権があるという部分。

また、推進委員については、案件についてですね現地の確認を、一緒にペアで行ってはもらうがですけど、その部分の報告をですねしてもらうような、だいたい同じように総会には出ていただきたいという事でやっていきたいと、また20日の組織総会の時にですね、また改めてやりたいと思っておりますので資料としてですねご確認いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

県に送付した結果の報告ですけど、こういった形で5条と前回の4条の関係ですね、報告していきたいと思っております。

最後にこのあと17時30分からお別れ会を行いますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 黒岩委員は欠席されておりますが、3名の委員が外れていきますので、最後に羽賀委員さんからご挨拶をお願いします。

(羽賀委員・所谷委員・細川委員の順番で挨拶)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第789回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後4時50分時閉会

平成29年7月5日

会　長

農業委員

農業委員